

⇨ 源泉所得税を納めすぎてしまった場合

Q : 当社は従業員5人の製造販売会社です。給与の源泉徴収は、納期の特例の適用を受け年2回(7月と1月)納めています。先日帳簿を整理していたところ、昨年7月分が納め過ぎていたことが判明しました。還付を受ける方法がありますか？

A : 「源泉所得税の誤納額還付請求書」に必要事項を記載し、必要書類を添付して納税地の所轄税務署長に提出すれば還付を受けることができます。

【解説】

国内において給与の支払をする者は、その支払の際に所得税を源泉徴収し、原則としてその徴収月の翌月10日までに国に納付しなければなりません。給与の支払を受ける者が常時10人に満たない小規模の事業所については、事前に一定の申請書を所轄税務署長に提出し承認を受けることにより、半年分まとめて年2回(7月と12月)支払うことも認められています。これを納期の特例といいます。

ご質問は、昨年7月に支払った源泉所得税が計算誤りで納め過ぎていたということですが、このような場合は「源泉所得税の誤納額還付請求書」に、還付を受けようとする金額、誤納額の計算内容、誤納が生じた理由などの必要事項を記入し、昨年7月と今年1月の源泉所得税の納付書の写し、源泉徴収簿、過誤納となった所得税の計算明細などの必要書類を添付して所轄税務署長に提出すれば還付を受けることができます。

